平成２１年（フ）第７８号
三重県度会郡南伊勢町村山1314番地５
債務者　西脇　月世
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
三重県度会郡南伊勢町村山1314番地５
債務者　西脇　英介
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第２２７号
奈良県香芝市今泉626番地の１　アデッソフォンターナＡ301号
債務者　坂井　則子
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３９号
山形県東置賜郡川西町大字西大塚1201番地
債務者　安部　栄助
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第６７号
山形県南陽市宮内2155番地の３
債務者　畑中千恵子
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第６８号
山形県南陽市宮内2155番地の３
債務者　畑中　　忍
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第６９号
山形県南陽市羽付332番地、前住所山形県南陽市三間通12番地
債務者　畑中　亮子
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第９４号
山形県米沢市東大通１丁目１番91―１号
債務者　目黒　美香（旧姓八巻）
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１００号
山形県長井市成田1372番地
債務者　松下　憲子
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１０１号
山形県米沢市舘山２丁目１番18―２号　ライフステージＣ―Ⅲ一の坂123号室
債務者　鈴木さおり（旧姓鹿俣）
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１０２号
山形県長井市館町南17番54号　あかつき荘
債務者　樋口　朱里
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１０３号
山形県米沢市御廟２丁目４番23号　コーポミュー110号室
債務者　益田　和人
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１１１号
山形県南陽市元中山2247番地
債務者　鈴木　清寿
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第４９号
山形県酒田市山寺字宅地148番地の１
債務者　石川　　光
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第３０４号
神奈川県厚木市愛甲495番地
債務者　石崎　純雄
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３９１号
神奈川県厚木市緑ヶ丘２丁目15番10号　村井マンション101
債務者　大木　絹江
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３９８号
神奈川県足柄下郡箱根町大平台566番地の１あじさい荘
債務者　江口由美子
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４１２号
神奈川県小田原市扇町１丁目45番14―303号若宮ハイツ、前住所神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町468番地２
債務者　横田　浩司
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部